

インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン（案）に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方
<p>「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」の改訂案（以下、改定案）に、明記していただきたい事があります。インターネット上の情報の取り扱い方法によっては、検閲となる事が危惧されるのであり、こうした検閲が行われない体制となるよう、明記していただきたいと思えます。</p> <p>検閲は公権力が言論や創作物といった情報を調査し、取り締まる事です。検閲の弊害は、情報の有害性を判断する決定権を公権力が強権的に持つ事より、言論について偏りを生じさせる点です。これにより民主主義の根幹である言論の健全性は崩壊します。よって、日本国憲法第21条では「検閲は、これをしてはならない。」とされています。これを遵守した上での、「違法な情報への対応」を行うべきであると考えます。すなわち、公権力が強権的に情報を取り締まる事がないよう、情報の違法性の判断権が公権力に偏らないようにすべきです。そのために、インターネット上の情報の違法性の判断には、公権力に偏らない公平中立な第三者機関が介入するべきです。</p> <p>改定案 32 ページに、『国民からインターネット上の違法・有害情報に関する通報等を受け付け、対象情報の違法性・有害性を一定の基準に従って判断し、警察への通報、関係機関への情報提供、電子掲示板の管理者等に対する送信防止措置等の対応依頼等を行う機関として、インターネット・ホットラインセンター（以下「ホットラインセンター」という。）が設置されたところである。』とあります。これにより、インターネット上の情報の違法性の判断を行うのは「インターネット・ホットラインセンター（以下「ホットラインセンター）」という事になります。よって、「ホットラインセ</p>	<p>今回の改訂は、貸金業法の改正にともない、貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為が増加することが懸念されることから見直しを行ったものであり、ご指摘のホットラインセンター関連部分の改訂ではありません。貴重なご意見として承ります。</p>

ンター」には公平中立な第三者機関が係わり、また、「ホットラインセンター」自体も公平中立であるべきです。

これに関する報道「児童ポルノ対象サイト 警察庁 管理団体公募へ」（2010年5月19日東京新聞）で、こうした公平中立な第三者機関として「警察庁は、財団法人「インターネット協会」などの応募を想定」しているという事ですが、これは適切ではないと考えます。「ホットラインセンター」の事務局が財団法人「インターネット協会」であり、中立性は確保されていません。他の、インターネット上の情報の有害性を判断する第三者機関を管理団体とするべきです。

また、「ホットラインセンター」には創作物における「芸術か猥褻か」を判断できる専門家あるいは専門第三者機関が係っていません。芸術と猥褻の区別がつく専門家が必要だと考えます。例えば、ミケランジェロのダビデ像が、男性器の描写により猥褻と判断されれば、美術の教科書で観られるような画像がインターネット上で違法とされる事も想定されます。こうした事のないよう、創作物を扱う専門第三者機関も有害性の判断に係っていただきたく思います。このように、違法性の判断に係っては、幅広い機関の選択、あるいは人選が必要だと考えます。

特に、「ホットラインセンター」の運営委員会メンバーには、上に述べたような「芸術か猥褻か」を判断できる創作物を扱う専門家がおらず、公平性を欠く人選となっていると思います。現場のクリエイター、美術評論家等、付け加えてはいかがでしょうか？

以上のように、インターネット上の違法な情報の取り扱いは、現状のままでは弊害があり改善が望まれます。「ホットラインセンター」には公平中立な第三者機関が係わり、運営委員会の人選もまた、公平中立であるべきです。これをふまえ、次に、インターネット上の情報の違法性の判断をめぐり、「ホットラインセンター」に係る事が望まれる公平中立な第三者機関を掲げてみます。

- ・一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構（I-ROI）
- ・特定非営利活動法人 CANVAS
- ・国際美術評論家連盟日本支部
- ・協同組合日本映画監督協会
- ・社団法人日本ケーブルテレビ連盟（JCTA）
- ・社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）
- ・社団法人日本美術家連盟
- ・デジタルマンガ協会
- ・社団法人テレコムサービス協会（TELESA）
- ・社団法人電気通信事業者協会（TCA）
- ・社団法人日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）
- ・特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
- ・一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）
- ・漫画家、画家等、クリエイティブ分野の専門家個人

このような第三者機関がインターネット上の情報の違法性の判断に介在できるよう、改正案には、「ホットラインセンター」に公平中立な第三者機関に係る旨を明記していただきたく思います。
ご検討の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

（個人）